

1. 件名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年8月27日 10時00分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
角谷安全審査官、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 環境保安グループマネージャー、他2名

発電管理室 部長、他10名※

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、設置許可基準規則の第27条、第28条、第30条等について、提出資料に基づき説明があった。

- (2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

- 補足説明資料の「第4表 既許可からの変更点及び基準適合性等」において、設置変更許可申請の要否についても読み取れるように整理して説明すること。
- 設置許可基準規則の各条文への適合方針において、適合に要する設備の範囲を整理して説明すること。
- 圧縮減容装置の設置が固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量に影響しないとする考え方を整理して説明すること。
- 圧縮減容装置の作業に従事する放射線業務従事者が受ける線量評価について、評価に用いている「近年の類似作業の個人最大被ばく線量（0.02mSv/日）」の適用性を整理して説明すること。
- 放射線業務従事者の被ばくを低く抑えるための設計において、圧縮減容装置と制御盤の位置関係を説明すること。
- 仕分け・切断エリアにおいて取り扱うドラム缶の表面線量率は0.5mSv/hであり、圧縮減容処理に伴い取り扱うドラム缶の表面線量率も0.5mSv/hと設定しているが、実際の運用管理をどのように行うのか説明すること。
- 今回設計変更した放射性物質の散逸し難い設計について、他社先事例との比較を網羅的に行い、相違点を整理して説明すること。
- 申請当初に示していた放射性物質の散逸し難い設計において、適合方針

として記載していた範囲を整理した上で、見直し後の適合方針を整理して説明すること。

- 圧縮減容装置の設置に伴う仕分け・切断作業場のエリア面積の変更等、既許可への影響の有無を網羅的に整理して説明すること。
- 周辺監視区域外の空気中濃度限度の評価について、設置許可基準規則の解釈に示される $50 \mu\text{Sv/y}$ との関係を整理事て説明すること。
- 周辺監視区域外の空気中の濃度限度の計算において、年間推定放出量を固体廃棄物作業建屋の換気系から 365 日連続して排出することを想定した評価を行っているが、実際には圧縮減容装置を運転した期間のみ同換気系から放出されることから、評価方法の妥当性を確認して説明すること。
- 固体廃棄物処理系系統概要図において、敷地外への搬出待ちの廃棄物のフローを整理して説明すること。

(3) 日本原子力発電株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」(令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料
- (2) 東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表
- (3) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る設計方針の変更及び基準適合性の整理について
- (4) 東海第二発電所 圧縮減容装置の導入に係る固体廃棄物貯蔵庫の運用管理について
- (5) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る原子炉設置変更許可申請審査スケジュール(案)

以上